

介護保険「住宅改修」の手続きのしかた

住宅改修費は、事前に申請して審査を受け、工事終了後に認められた場合に支給されます。

●手続きの流れ●

要支援・要介護の認定

※介護保険の住宅改修費の支給を受けるためには、要介護（要支援）認定申請を行い、要支援1・2または要介護1～5の認定を受ける必要があります。

ケアマネジャー等に相談

※要介護者の心身の状態や住宅の状態からどんな改修が必要であるか判断

施工事業者の選択

工事について協議・見積もり依頼
※本人・家族・工事業者・ケアマネジャーにより協議

市へ事前に申請

改修許可

変更・取消

工事の実施

工事費用の支払い (全額)

市へ支給の申請 (領収書等の提出)

住宅改修費の支給 (費用の9割)

申請種別	提出書類	備考
事前申請 (着工前)	① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書	
	② 住宅改修が必要な理由書	◆「理由書」は、被保険者の心身の状況を把握している介護支援専門員等が記載したもの。
	③ 見積書及び工事費内訳書	◆「工事費内訳書」は、工事を行う箇所、内容等が明記されていて、工事箇所毎に材料費・施工費・諸経費等を区分して記載したもの。 ◆介護保険の住宅改修費の支給対象となる工事以外の改修工事を併せて行う場合は、介護保険の住宅改修費の支給対象部分の算出方法を記載したものを添付する。 ◆「見積もり書」は、誰宛にいつ、どこから提出されたものかわかるもの。
	④ 住宅改修前の写真・図面等	◆「写真」は、住宅改修箇所ごとの改修前の写真で、撮影日が写真の中に入ったもの。
	⑤ 住宅所有者の承諾書	◆住宅の所有者が被保険者以外の場合に添付する。
変更	⑥ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修変更申請書	◇事前に申請した工事内容等に変更が生じた場合に申請する。
	⑦ 変更後の見積書及び工事費内訳書	◆変更後の見積書及び変更となった内容を明記したもの。
	⑧ 改修前の写真・図面等	◆変更箇所の改修前の写真で、撮影日が写真の中に入ったもの。及び変更箇所がわかる図面等。
取消	⑨ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修取消申請書	◇事前に申請した工事を行わなくなった場合に申請する。
支給申請 (完了後)	⑩ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	
	⑪ 領収書	◆被保険者宛の領収書。 ◆見積書と同額の領収書。住宅改修費の支給対象とならない工事費用を含めたもので差し支えないが、介護保険の住宅改修の支給対象分がわかるものを添付する。
	⑫ 住宅改修後の写真	◆住宅改修箇所ごとの改修後の写真で、撮影日が写真の中に入ったもの。 ◆改修前と同じ位置で撮影してください。
	⑬ 見積書及び工事費内訳書 ※着工前と変更がない場合は必要なし	◆着工前の見積と変更がある場合は添付する。

- 住宅改修費の支給は、着工前及び改修後に提出された申請書及び書類を審査し、決定します。
- 着工前の申請を受け付けていても、完了後の審査で適切でないと判断された場合は、住宅改修費を支給しない場合もありますので、ご了承ください。
- 事前申請後、変更が生じた場合は、相談してください。
- 完了後は、速やかに支給申請を行ってください。